

第九回国会 厚生委員会 會議録 第六号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)

午後一時五十六分開議

出席委員

委員長 寺島隆太郎君

理事 青柳 一郎君 理事 大石 武一君

理事 松永 佛骨君 理事 金子與重郎君

池見 茂隆君 田中 元君

中川 俊思君 船越 弘君

松井 豊吉君 松田 鐵藏君

丸山 直友君 亘 四郎君

福田 昌子君 高田 富之君

松谷天光君 高田 富之君

出席國務大臣 黑川 武雄君

出席政府委員 厚生政務次官 平澤 長吉君

厚生事務官 安田 巖君

(保險局長) 東 龍太郎君

(厚生技官) 東 龍太郎君

(醫務局長) 東 龍太郎君

委員外の出席者 議員 玉置 信一君

專門員 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

專門員 山本 正世君

十二月六日

委員岡崎勝男君、首藤新八君、渡邊

良夫君、柳原三郎君及び池田基雄君

辭任につき、その補欠として船越弘

君、池見茂隆君、松田鐵藏君、河本

敏夫君、及び林百郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員林百郎君辭任につき、その補欠

として高田富之君が議長の指名で委

員に選任された。

十二月五日

国民健康保険に対する補助金増額の

陳情書(長野県庁保険課内長野県国

民健康保険団体連合会理事長市川

湊(第二二五号)

公的医療機関整備拡充に対する国庫

補助の陳情書(宮崎県公堂宮崎

県医師会会長平島今朝義(第二三九

号)

同(福井市福井県医師会長林一治

(第二五五号)

社会保障制度確立に関する陳情書

(仙台市宮城縣議會議長桃沢敬之助

(第二六三三号)

国民健康保険に対する補助金増額の

陳情書(長野県国民健康保険団体連

合会理事長市川湊(第二六五号)

国民健康保険に対する補助金増額の

陳情書(盛岡市岩手県町村会長北山

愛郎(第二八四号)

国立療養所に入所中の生活扶助受給

者の救護に関する陳情書(札幌市札

幌市議會議長福島利雄)(第二八八

号)

国立阿久根療養所増床拡張に関する

陳情書(鹿児島市鹿児島縣會議長

増田静(第三〇五号)

新宿御幸にブル建設計画反対の

陳情書外一件(東京都公園緑地協会

理事長北村徳太郎外一名)(第三一二

号)

国民健康保険に対する補助金増額の

陳情書外一件(富山県国民健康保険

団体連合会理事長高原耕造外四名

(第三一六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

健康保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三三三号)

船員保険法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二二号)

請願

一 遺族援護強化に関する請願(池

見茂隆君紹介)(第三三三三号)

二 同(木村俊夫君紹介)(第三七七号)

三 国民健康保険に対する給付費国

庫負担の請願(田中重彌君紹介)

(第三四四号)

四 人口動態調査事務費全額国庫負

担の請願(岡田五郎君紹介)(第五

五五号)

五 医薬分業反対の請願(若林義孝

君外一名紹介)(第五六六号)

六 医療法の一部改正に関する請願

(玉置信一君紹介)(第五七号)

七 理容師法の一部改正に関する請

願(山崎岩男君外一名紹介)(第七

四四号)

八 看護婦養成所に対する国庫補助

の請願(山崎岩男君外一名紹介)

(第七六六号)

九 外地引揚齒科医師免許に関する

請願(大石ヨシエ君紹介)(第三三

九号)

一〇 国立療養所天龍莊に断層写真

機設置の請願(足立篤郎君紹介)

一一 医療法の一部改正に関する請

願(大石ヨシエ君紹介)(第二二五

号)

一二 療養所における病床回転の根

本対策に関する請願(福田昌子君

紹介)(第二一六号)

一三 看護婦既得権者に対する甲種

看護婦国家試験免除に関する請願

(寺島隆太郎君紹介)(第二二七号)

一四 同外一件(大石ヨシエ君紹介)

(第二二八号)

一五 同(橋直治君紹介)(第三二〇

号)

一六 同(林百郎君紹介)(第三〇六

号)

一七 同(柄澤孝子君紹介)(第三

〇七号)

一八 同(福田昌子君紹介)(第三〇

八号)

一九 同(松谷天光君紹介)(第三

〇九号)

二〇 遺族年金支給に関する請願外

二一件(高橋等君紹介)(第二二

一号)

二一 看護婦既得権者に対する甲種

看護婦国家試験免除に関する請願

(岡良一君紹介)(第三四〇号)

二二 同(門脇勝太郎君紹介)(第三

八〇号)

二三 同(大石武一君紹介)(第三八

一号)

二四 国民健康保険に対する給付費

国庫負担の請願(坂田英一君外一

二五 日南海岸国立公園指定の請願

外二件(田中不破三君紹介)(第三

八二号)

二六 遺族援護強化に関する請願

(川野芳満君紹介)(第三八三三三

二七 一般保健婦の身分保障に関す

る請願(福田昌子君紹介)(第四一

四号)

二八 社会保障制度確立に関する請

願(青柳一郎君紹介)(第四四八号)

二九 宮城県に結核対策模範地域設

定の請願(庄司一郎君外一名紹介)

(第四四九号)

三〇 看護婦既得権者に対する甲種

看護婦国家試験免除に関する請願

(高橋等君紹介)(第四四九号)

三一 同(中川俊思君紹介)(第四九

一号)

三二 乳幼児保育施設の増設に関す

る請願(林百郎君紹介)(第四九二

号)

三三 高松療養所増設に伴う住宅建

設費国庫補助の請願(小峯柳多君

紹介)(第五〇〇号)

三四 神奈川県内に保育所設置に関

する請願(林百郎君紹介)(第五〇

四号)

三五 保育所措置費増額の請願(林

百郎君紹介)(第五〇五号)

三六 更生資金復元に関する請願

(柄澤孝子君紹介)(第五二八号)

三七 研究施設の設立等に関する

請願(丸山直友君紹介)(第五三一

今の政治は政党政治であるかもしれないが、多数決でものをきめることが本意であるかもしれないけれども、少くとも委員会というものは、超党派の立場で国民の要望を反映することを相談し合うことが目的ではないか。であるならば、政府原案としてはこうであるけれども、政治の一分担をしておる委員会としては、興党、野党などというこでなく、この際たとい幾らでも、この保険の危機を救うために、国家の予算を出してもらうべく要請しようではないかというのを、よし不可能に終つたといふにしても、それだけの努力はすべきであるといふことを、私はこの問題が上つた当初主張したのであります。しかしながら、会期の短かいといふこともありましようし、いろいろの関係もありましようが、とにかくにもそれだけの過程を経ずに、そしてわざと二、三回の会議でこうして採決をしなければならぬという段階になつたのであります。そういたしますと、私どもは国民代表としての責任を果し得なかつたことを、私自身非常に申訳なく考へておるのであります。もちろん、こういうふうにして案が出て参りまして、そうして政府当事者の人たちが原案を作成いたしましたので、その政府案を多数党の興党の方々が金料玉條のようにそれをお守りして、そしていつも決をとり／＼ということでも多数決によつてやるならば、何のためにエキスパートを集めて委員会に研究する必要があるか。少数党の意見を多数党の人たちが入れて修正したからといつて、決してそれが多数党の權威をなくするものでもなければ、多数決の本義にもとるものでもないといふこと

を、少くとも委員会において一つぐらゐの事例を示してほしいといふことを、常々私は考へておるのであります。でありますから、それだけのことを行わすして、これが足りないから、被保険者の負担に負わせて、そしてこれを糊塗して行くといふ考へ方が、どうしても納得がつかない。これが反対しなければならぬ第一であります。それから第二の問題といひましたのは、今の健康の問題といひましたのは、今の健康の問題といひましたのは、恒久的にこれで行けるといふ安心はつかないものであります。これは当局の答弁によつても明らかであります。そういういたしますならば、少くとも本年度の補正予算なり、ないしはどういうことがあつても来年度の予算には盛り込まなければならぬという観点から行きまして、この際この問題はこゝまですえ置きにしまして、この状態を強く政府に訴へまして、そして健康ばかりでなく、ほかの保険制度に対しても、一日も早く社会保険制度に対する問題を取上げて、国家の許される範囲で、しかも次の段階には、労働者であるからどう、官吏であるからどう、百姓であるからどうというような差別をやめて、国家の許される範囲の最大限で社会保険制度を確立し、もしそのときに被保険者の料率が国費の關係上もつと上つてもしかたがない。従つて、国にいたしまして、国民の血税をもつてまかなつておる台所でありまして、打出の小づちを持つておるわけではありませぬのでたゞ今日の政治のように、国民のぶんどり競争のようなあり方はまつた遺憾である。国の予算が許されなかつたならば、国民が、もつと出

し合つてもよいのだ。こういう見地から考へるならば、社会保険制度の今の試案がかりに八百億出ようが、あるいは七百億出ようが、この保障制度の確立ができないといふことはないのではありません。ことに日本の現段階におきましては、私の信ずるところでは、いかに社会保険制度といひましたも、すべての国民の生活を憲法二十五條の線によつてまかない、満足させるというやうなことは、とうていできるものではない。日本の社会保険制度といふものは、当分の間は社会連帯相互扶助の考へ方によるところの補助保障の精神によつて、いわゆる社会保険といふか、社会保険的な性格を非常に強く持つた社会保険制度でなければ、實際上やつて行けないのであります。でありますから、ここにいたらずに理想の線を掲げられて、それが重大だからといつて、その審議に研究に日を延ばす、その間に国保にいたしまして、健康にいたしまして、これらの保険といふものがだん／＼つぶれてしまふ、そして掛金をかけて、その結果が大きな赤字になつてどうにもならない段階に入つてから、国家が救済しようといひまして、そのときには、そのときにならばなるほど、大きな傷がそこに明いて来るのであります。そういう点におきまして、こゝは私は小さな傷のうちに一応政府を鞭撻して、そして一日も早くこれを新しい制度による軌道に乗せて行くことをこの際どうしても鞭撻しなければならぬ。

そこでは結論をいたしまして、まず第一には、われ／＼この委員会が、この問題を、はたして何人出て何人まじめに審議をやつたか。二十五人の委員の人たちは、何人これに対してまじめに研究したか、どれだけの誠意を披瀝したかといふこと、この委員会では、委員長初め考へてみなければならぬ。この程度のところで、あとは多数決できめてしまふばいのだといふことであつたならば、これはまつた国民を欺くものであると思ふ。私どもはほんとうに貧弱な何の経験もないものであります。自分の時間と自分の知識のある限りは、国民の代表として最善を盡しておると考へております。それをあの程度の審議で、あとは日がながいから、人間をかり集めて来て決をとればいいのだといふことであつたら、はたしてこれが国会のほんとうのあり方だろうか。この案を国民が知つたら、一体どう考へるか、そういう点から行きまして、私は重要な問題をこの程度に軽く扱つて、そうしてあとは多数決できめれば、それで事は済むのだといふやうな物のきめ方では、この問題はとうてい賛成はできないのであります。單なる健康保険だけの問題から、その反対の意見が少しく広汎になつておりますけれども、そういう広い意味から行きますとも、遺憾ながら賛成できない。以上反対の理由を申し上げます。

○寺島委員長 大石武一君。
○大石武一委員 ただいま提案せられております健康保険法の一部を改正する法律案は、政府管掌の健康保険法において、その保険料率の千分の五十五であるものを千分の六十に、千分の五だけを引上げようといふのが骨子でございます。私は自由党を代表いたしまして、本法案に賛成をいたすものであります。

し、これを向上せしめて、明るい生活の安定を得させるためには、社会保険制度が最も重大なる政治の一つであるといふことは、いまさら論をまたないところでありませぬ。さらにこの社会保険制度の根幹をなすものが、現在においてはやはり社会保険である。これまた皆様同感のところでございます。従つて、この社会保険を正しく発展せしめて、社会保険制度まで持つて行くために、わが日本の国政府は、社会保険制度審議会をつくつて、天下の衆知を集めていい制度をつくらうとし、またこのむずかしい社会保険をつぱに運営させるために、厚生省においては社会保険審議会をつくつて、やはり天下の衆知を集めて現在の社会保険の危機を開闢し、これを発展せしむるために努力しているのが現状であります。しかししてこの社会保険、こゝに健康保険が、これは政府管掌にせよ、組合管掌にせよ、あるいは国民健康保険にせよ、いずれもこの健康保険が、現在の非常な経済危機に瀕したまはして、もしかすれば崩壊の危機に瀕しておることは、こゝまた私が申し上げるまでもなく、天下の人々が認識するところでありませぬ。しかしながらこゝでこの健康保険を崩壊されることは、わが国の社会保険制度の完成とは逆行することであり、わが国民を最も不幸なる生活に陥れることでもあります。で、われらは、いかなる努力をもつてしても、健康保険を維持し、発展せなければならぬのであります。現在問題になつておりますこの法案につきましては、いまさら贅言を費すまでもなく、社会保険制度審議会においても、これはやむを得ざる措置であるとして

承認しておるものであります。さらに社会保険審議会においても、いろいろ研究討論の結果、やむを得ざる措置であるといつて承認したものであります。少くとも、事務的にはこれ以上の考えはない、これが現在における最後の案であるといふことに間違ひはないのであります。もちろんわれ／＼といひましたとしても、現在のこの法案が、必ずしも最善の方法であるとは思われない。でき得るならば、このような保険料率の値上げというものは願わしくないのであります。しかしながら、現在われ／＼に與へられておられまするやうな手段、知恵というものをしほつて考えましても、この保険料率を上げる以外に事務的には処置がないといふことは、同審議会の結論を見ましても明らかであるといふのであります。ただわれ／＼に残されておられまするのは、いわゆる政治的処置であります。何とかしてこの国会の力をもつて政府を動かして、予算をこれにつぎ込ませる、もつと端的に申しますならば国庫にこの医療給付の一部を負担せしむる、あるいは政府の剰余金をもつて一時この赤字の補填に資する。それによつてさういふことができれば、この保険料率の値上げをしなくてよろしい、これはまづたく願わしいことではあります。しかしながら、われ／＼は来年度の予算におきまして、内閣を担当しておりますわが自由党も、この社会保障制度の推進にあらゆる努力をいたして参つたものであります。日本の現在の経済的な状態、その他のいろいろ客観的情勢を判断いたします場合に、どうしてこの両方の手段をとることが不可能であるという結論に到達したのであり

ます。もちろんわれ／＼は努力をいたしまして、社会保険の事務費の、国民健康保険においては金額の国庫補助、健康保険においては八割の国庫補助にまで増額をさせることに成功いたしましたし、あるいは結核対策においても、相当の費用を国庫より出させて、間接的にも直接的にも、この健康保険の助成強化ということには多少は成功いたしました。しかしながら不幸にして、どうしても来年度の見通しにおいては、国庫より医療給付の一部を負担せしむることが不可能になつたわけでありまして、これがわれ／＼の見通しであります。最後に残ります問題は、現在政府管掌の健康保険がやつております、いわゆる政府の剰余金を一時借用する手段であります。現在において、三十億圓を借用いたしてあります。この借用がうまく参りますならば、もちろんこれによつて一時糊塗することはできるわけでありまして、しかしながら、われ／＼も国会議員として、国民の代表として国の財政に關與いたします以上には、わが国の財政計画を正しく發展させたい、これを阻害するやうなことは許されたいことである。われ／＼が事務的にいろいろ検討いたしました結果、ただ單に、何らの根據なくして政府の剰余金を借り入れるということとは不可能であり、正しくないことであると私は信ずるのであります。さらにわれ／＼は国民の代表として、国民全体の生活の向上安定というものを考えておるのであります。国民の機会均等ということを基礎にしてわれ／＼は政治を行ななければならぬのであります。現在行われております健康保険において、政府管掌の

健康保険、組合管掌の健康保険、国民健康保険等がいかなる状態にあるか、いかにその待遇、国民の負担が違ふものであるかといふことは、私が申すまでもなく、皆様十分に御承知のことであると思ひます。たとえて申しますならば、現在の政府管掌の健康保険は、その保険の範囲内において比べます場合には、天であり、お月様であり、国民健康保険は地であり、すづぽんであります。われ／＼は政府管掌の健康保険がこれよりよくなることは希望いたしますが、決して下に下げることは希望いたしません。しかしながら、いかに健康保険のみが向上して、国民健康保険があとに残されるというところは、われ／＼の忍びないところでありまして、われ／＼は政府管掌の健康保険が向上いたしますとともに、国民健康保険をも向上せしめて、国民の負担を軽減して生活を安定させなければならぬ、こう思うのであります。この意味から申しますと、この政府の剰余金というものを、健康保険に借り入れることができれば、まことに望ましいことではあります。われ／＼の計算によりますれば、来年度もし政府の剰余金を借り入れます場合には、政府管掌の健康保険だけにおいて五十億圓を突破するのであります。さらにこの十倍以上の組合員を持つところの国民健康保険に對しても、もしこの剰余金を一時貸すといひますれば、百億圓を突破する金額であることは疑いなくところであります。はたしてこの百億圓以上あるいは百數十億圓の金を、将来何らの計画なくして、政府が貸すかどうかといふことにつきましては、おそらく国会議員として国の

財政計画にあずかる者は、当然に予想せられるところでありましよう、不可能であります。従つてわれ／＼はこの国民の生活を現在以下に下げないため、いくらかでも将来に發展させるための基礎をつくるには、この社会保険を崩壊せしめてはならない。その意味においては、多少の勤労者の負担を忍んでも、健康保険を生かす以外に方法はないと信ずるのであります。ここにわれ／＼がこの法案に賛成する根拠があるわけでございます。しかしながら先ほども申しましたように、この方法が最も正しい、最善の方法であるとは私は考えない。こういうことは二度三度と繰返したくない。昨年も値上げをいたし、本年も値上げをいたす、まことにこれは勤労者に対して相済まないものであります。今後はもうこういうことは繰返させたくないであります。しかばそれを繰返させないためにはどうするか、結局この社会保険を社会保障制度まで向上させて、これを総合するために、結論的に申しますと、医療費の医療給付の相当額を国が負担することであり、適正なる診療を行わせること、この二つ以外にないのであります。従つてわれ／＼は来年度二度とこのような法案を提出せしめないために、国はぜひとも新たな決意をもつて、ぜひともできるだけ早い機会に国庫より相当額の支出をして、医療給付の一部を負担せしめなければならぬ、こういうことを強く希望いたします。賛成いたしましたものであります。

○寺島委員長 高田富之君。
○高田(富)委員 私は日本共産党を代表いたしました、健康保険法の一部改正法案に反対するものであります。

健康保険における保険料率の引上げは、まづたゞの改悪でありまして、労働者大衆の犠牲において、保険財政の窮乏に對処しようとしてゐるものであります。全労働者が、この改悪に反対しておりますことは、先般開かれた社会保険審議会において一たび否決されたことによつても、明らかであります。政府はさらにこの引上げを再燃せしめ、強引に再採決させて可決したのであります。このようにして、低賃金のもとにある労働者諸君から料金をとるといふことは、政府が労働者の代表でないことを、みずから暴露するものであります。何れこれによつて解決しないばかりか、このような欺瞞的な強硬策でござまして行きますれば、早晩健康保険が崩壊することは、きわめて明らかであります。さらに被保険者の資格喪失後における保険給付については、六箇月間の資格期間を設けることは、まづたゞ不當きまる措置であつて、非人道的なものであるといわなければなりません。要するにこの健康保険法の一部改正は、健康保険の本質までも修正してしまふものであつて、わが党は、健康保険につきましても、全額を国庫で負担し、さらに根本的には、低賃金、労働強化をしられておる労働者の現下の奴隸的生活状態を排除することこそ、健康保険の正しい解決策であることを、あくまでも主張するものであります。このような意味におきまして、本法案に絶対に反対すると同時に、先ほど提案されました船員保険法の一部改正にも、同様の趣旨において反対するものであります。

○寺島委員長 福田昌子君。

○福田(昌)委員 私は日本社会党を代表いたしました、ただいま上程されております健康保険法の一部改正に関する法律案に対し、反対の意を表明いたします。

理由といたしますところは、昨年第五国会におきまして、やはり同名目のもとに健康保険法の一部を改正する法律案というものが国会に提出されました。そのときにおきまして、保険料の料率を千分の四十から五十に引上げる決定がなされたのでありますが、そのときの当局の御説明も、今回とまったく同様の御説明であつたのであります。しかもその当時当局は、この料率を引上げることによつて保険経済は安定する、従つて社会保険の一つの曙光を見出すということを仰せられたのであります。私も、社会保険の給付金の安定、回轉基金の円滑を望むという点におきましては、当局とその志を一にし、当局の志に對しては、賛同を表しますことに對して、やぶさかではないのであります。ただ、わがわがと異なるところがあるといわざるを得ないのであります。なるほど今日の保険経済のこの危機を根本的に打開するといふことが、非常な困難な状態にあることは、申し上げるまでもないこととであります。しかし困難であるといふことは、不可能ではないはずであります。不可能と困難といふことは、混同してはならないのであります。われわれとしましては、あくまでもこの根本にさかのぼつての対策が打立てられなければならないと考えるのでございます。そういう意味におきまして、今回当局がおとりになりました健保の

保険経済の危機打開を、ただ單に被保険者の保険料率のまた一部引上げによつて補つて行かうという、きわめて弥縫策をおとりになつておるといふことに對しては、遺憾ながら賛成することのできないものであります。もとより当局のこれに對する御努力、また御苦心のほどは、われわれも非常に尊敬し賛同するところでありましたが、繰返し申し上げますごとく、わが党といひましては、その方法において賛同できないものを感ずるのであります。御承知のごとく、社会保険制度審議会の勧告は、すでに政府に向つて発せられたのであります。社会保険と申しますものは、言うまでもなく国がある程度の保障をするといふところに、その趣旨があるのであります。その社会保障の精神といふものは、御当局におきまして、十分尊重するといふことは、あるわれわれも耳にたこがでるほどお伺ひしたところであります。もし真に当局が社会保険制度の精神を尊重するのでありますならば、勧告を發せられた今日におきまして、再び被保険者の料率を引上げるような対策をなさることは、考えられないところとであります。従ひまして、この結果から見ますと、御当局といふものは、社会保険制度の勧告が發せられたにもかかりませぬ、保障といふものに對しましては、何ら一歩も前進した対策をおとりになつていないといふことが、これによつて証立されておられるといひなければならぬのであります。しかし御当局の御答弁といひましては、公衆衛生の面が向上したじやないか、あるいは結核対策に大幅な予算の増額が計画されているではないかといふことを仰せられるかもしれません。

これは保障の精神から申しますと、なるほど確かに前進には違ひないのであります。しかし結核対策が強化されるというところは、保障制度が勧告されたからやるべき筋合いのものではないのであります。それは公衆衛生の向上の面からいたしまして、当然やらなければならぬ措置といひなければならぬのであります。従つて、そういう意味におきまして、結核対策の強化をもつて、保障制度の一部を満したというやうな御当局の御判断に對しては、われわれとしては、さらに納得できないところとあります。この結核予防対策の強化といふものが、健保の経済危機に對しては、約一億余りの補助にしかならないといふに至りましては、言語道斷といひなければならぬと、われわれは考えるのであります。このやうな趣旨におきまして、私たちは、さきに提案された船員保険法に對しては、遺憾ながら反對せざるを得ないのであります。繰返して申し上げますが、健保の今日の経済危機、または船員保険の経済危機に對しては、御当局の御努力に對しましては、われわれも満腔の尊敬をささげるものであります。この方法においては、いかにもまずい。ことに社会保険制度の勧告が發せられた今日におきまして、相変らず根本対策が立てられていないといふ点におきまして反對いたします。

○寺島委員長 松谷天光光君。

○松谷委員 私はただいま上程になつております健康保険法の一部を改正する法律案に對しまして、反対の意を表します。

すでに野党各派の代表者から申されておりましたように、今回の改正が好ましからざる改正であるといふことは、すでにこの法案がこの委員会に上程されました当時、大臣みずから発言の中に含まれておつた言葉でございませう。好ましからざる改正をあえてしなければならぬといふところに、私は現在の内閣のあり方が、働きます國民の生活の安定といふことに對する関心の薄さ、親心のなさといふことを表わしておると思ふ。これは深く追究しなければならぬと思ふのでございませう。すでに各野党の代表者が申されておりましたように、私もまた健康保険の完全なる発展を望む一人ではございませうが、その方法におきましては、赤字が出たから保険料の値上げによつてこれを補ふ、足りなくなつたから保険料の値上げを行ふ、これを繰返すことは、いともやさしく、赤字でもできることとあります。あまりにもやさしい赤字の仕事であると思ひます。私も、保険料の値上げといふ最も安易なる方法によつて保険経済の一時を糊塗して行くといふのではなく、もつと根本的に、真に働く者たちの明日の幸福を考えられ、保険経済の確立をなすべきものであると考えるのでございませう。しかも今回の改正においては單に保険料率の値上げの場合と異なるのであります。従来の被保険者の六箇月未満の者が打切られて行くといふ場合におきまして、当局の説明をまちまして、四分の一は六箇月未満の者であるといふこの実情から参りまして、おそらくこれから、勤労者の中には、この健康保険の保障を受けることなくして

苦しめねばならぬ者が出るということ、もう目に見えております。こうしてただ單に保険料率の値上げといふばかりでなく、私の賛成のできない一点がございませう。ことに当局の説明によりますと、月給の千円からの値上げがあるからといふ説明をなさるのでございませうが、今日の生活においてこれが不足であるといふことを認めるがゆゑに、私も満足いたしません。しかもわが党の喜ぶべきものにならずして、保険料の値上げといふことになりましては、何ら國民の生活にゆとりは認められないと思ふのでございませう。私はこゝうした大きな二点の意味におきまして、この法案には賛成をいたすことができません。好ましからざる改正は今後再び繰返すことのないように、ことに厚生大臣の猛省を促したいと思ふのでございませう。現在の内閣における厚生に對するところのその関心の薄さといふことも、私も考えなければならぬとせむ。あわせて大臣の閣内におけるその御活躍を一層望んでやまないでございませう。かかる意味において、私は本法案に反對をいたします。

○寺島委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより健康保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○寺島委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決せられました。なお議長に提出する報告書の作成に

閣下は、委員長に御一任をお願いしたいのでありますが、さよう決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺島委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際政府より発言を求められておりますので、これを許します。黒川厚生大臣。

○黒川國務大臣 ただいま両法案を可決していただきまして、まことに感謝にたえない次第でございます。

先ほど来、賛成論、反対論を十分に拝承いたしました。御意見を十分参酌いたしまして善処したいと存ずるのでございます。特に保険給付の点につきましては、国庫補助の点につきまして、今後大いに努力いたしますことを、ここに誓ひ申し上げます。

○寺島委員長 次に本日の請願日程の審査に入ります。

まず日程第一、第二、第二六、遺族援護強化に関する請願並びに日程第二〇、遺族年金支給に関する請願、以上四件を一括して議題といたします。紹介議員池見茂隆君。

○池見委員 私は遺族援護強化に関しまして、福岡県遺族連合会より提出されました請願につきまして、紹介議員といたしまして、本請願が委員会に取上げられましたことに對しまして敬意を表します。つきましては紹介議員といたしまして、この請願の趣旨を御説明申し上げます。

本請願につきましては、単に福岡県のみならずして、全国各都道府県より、同種同様のものが提出せられておると思ふのであります。これは御承知のごとく、第五国会におきまして国会

一致の決議案として、遺族援護に関する決議案が提出されたのであります。この決議が今日の段階におきましてどの程度実現されておるか、そうしてまたこの決議に對しまして、全国の大多數の遺族の人々がいかなる関心を持つてこれを見守つておるかということ、申し上げるまでもないことであります。つきましては、遺族のこの決議に對するところの強き叫び、強き要望といたしまして、左の事項をここに掲げておるのであります。

それは遺族弔慰金または遺族補償金の支給であります。弔慰金につきましては、すでに戦いの初めにおいてなくなつた者は弔慰金が送られ、その後だん／＼と戦況の不利とともに、この弔慰金を今日までもらつていない人も大多數あるのであります。この場合におきまして、遺族といたしましては、やはり国家の犠牲者として、適當の弔慰金を贈り、またこれをもらうことが當然である。この弔慰金の支給につきましては十分なる御考慮を願ひたい。さらにでき得べくば遺族の補償金といつたようなものを年金的に、あるいはまた一時金としても、しかるべくこのいつたものの支給が要望されておるのであります。

次に第二項といたしまして、いわゆる戦死者、犠牲者その者は一家の中心であります。残された者は老幼婦女子であるといつたような家庭の今日の悲惨なる生活困窮状態に對しましては、国家といたしまして、課税の減免といふことを十分に考慮していただく。この問題につきましては、地方的にその地域において現在行われつ

つあるところもありますが、これを全国同様の状態においてなすことによつて、さらに遺族に安心感を與えるものであるといふことを考えるのであります。

どうかこの意味におきまして、きわめて簡単ではありますけれども、最初に申し上げましたように、これは全国に一体的な性格を持つた請願であります。特にまた遺族援護の小委員会も設けておられるという状態でありすがゆえに、この点を特に御考慮くださいまして、この請願の趣旨をすすみやかに実現されんことをお願い申し上げます。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○平澤政府委員 ただいま池見委員からお話がありましたことは、かねて重要な問題として政府はもちろんだと、当局としては引揚援護庁あたりがいろいろ努力をして参つておることは御承知の通りであります。ただいまの御趣旨は逐一拝聴いたしました。政府においてはとくと研究いたしまして、万全を期するような施策をいたしたいと存じます。

○寺島委員長 本件について御質疑はございませんか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第三及び第二四、国民健康保険に對する給付費国庫負担の請願を議題といたします。

○青柳委員 本請願につきましては、ただいま厚生大臣から、今後社会保険の医療給付費につきましての国庫負担について、十分努力をするというお言

葉がありましたので、非常に安心をしたのであります。一応請願の趣旨を申し上げます。

国民が社会保険制度を希望している今日、厚生省の要求した保険給付費に對する二割国庫負担の予算が繰られたことは、社会保障制度を全面的に崩壊に導くものであつて、国民として断じて黙視できないところである。ついでに、国民健康保険団体の財政危機の現状にかんがみ、国民健康保険に對する給付費の二割を国庫負担とされたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○平澤政府委員 ただいまの御意見に對しては、先ほど大臣からも、十分今後において努力するといふ御言明があつたのであります。さうして御承知願ひたいと思ひます。

○寺島委員長 御質疑はございませんか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第八、看護婦養成所に對する国庫補助の請願を議題といたします。

○福田(昌)委員 本請願は、青森県会議長櫻田氏の請願であります。本請願の要旨といたしまして、看護婦の資格が向上されたため、現在の養成施設では教育不能となり、従つて法的内容の設備を有する養成所の設備が必要となつた。しかもこれらの條件を具備して認可となつてゐるものは少く、急速に完全養成所の設置を見ない限り、医療施設の円滑なる運営は望めな

い状態であり。つきましては、看護婦養成所に對して相当額の国庫補助

をなし、養成施設のすみやかな整備拡充を実現されたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○東政府委員 ただいまの請願は、看護婦養成所に對する国庫補助のよう

に拝聴いたしました。現在国の機關で行つております養成所には、申すまでもなく国の金が出ておりますが、それ以外の養成所に對して国庫補助をするといふことは、現状におきましては、遺憾ながら実現いたしかねると私は存じております。請願の御趣旨が了解できないわけではございませんが、ただ財政の面におきまして、ただいまのところ、さういふ御希望をかなへるようなことが実現できないのを私も遺憾に存じます。

○寺島委員長 御質疑はございませんか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第一三、第三〇及び第三一、看護婦既得権者に對する甲種看護婦国家試験免除に関する請願、以上十二件を一括議題といたします。紹介議員福田昌子君。

○福田(昌)委員 本請願は、方々の看護婦の団体から出されておりますが、その趣旨といたしましては、看護婦既得権者に對する甲種看護婦の国家試験を免除してもらいたい、その特命を出してほしいといふことでござ

います。要旨は、既得権を持つておる看護婦に對する国家試験は、これを免除いたしまして、これにかゝる補習教育制度を設け、終了者は全部甲種看護婦と同

等にいたしました。国家の責任においてこのことを実現していただきたい。その特例を設けていただけるように請願するところであります。

理由といたしますところは、現在の既得権者である看護婦は、その受験準備の煩瑣に耐えかねて受験の熱意を失い、職業の転換を考え、または結婚を選び、大きく動搖いたしました。職種の放棄する傾向があり、日本の医療業務に重大なる影響を及ぼし、ゆゆしき社会問題を惹起するおそれがあること。

第二に、新法令の目的が、あくまで看護婦の質の全体的向上にある以上、試験制度のみを設けて、受験でき得る恵まれた環境の一部の人々のみを合格させても、看護婦の質の向上にはならない。真に質の向上を望むならば、補習教育制度が必要であるというのであります。

第三に、医師、歯科医師、薬剤師等は、新制度による国家試験合格者と旧制度による者のとの間に何らの差別も認められていないのに、看護婦既得権者に差別があるということであります。

第四に、旧法令による保健婦、助産婦資格取得者は、新法令によるも何ら差別はなく、従前通り認められておるにもかかわらず、看護婦既得権者には差別があるということであります。

第五には、新法令による甲種看護婦第一回国家試験が本年十月十四日、十五日に実施されたのでありますが、願わくはこの制度を改革いたしまして、国家試験を受けなくてもいい特例を出していただきたいというのであります。

以上の理由をもちまして、看護婦既得権者に対する国家試験免除に関する特例の件をお願いするところの請願であります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○東政府委員 ただいまの請願の御趣旨につきましては、これに対して厚生当局といたしましては、多少の意見があるものでありますが、しかしながらこの問題は、すでに本厚生委員会において、小委員会をお設けになりました。せつかく御審議中でありまして、從つて厚生省当局としましては、その小委員会の御決定等に基づきまして、十分考慮いたしたいと存じますので、この席におきましては、医師局長といたしまして意見を差控えたいと存じます。

○寺島委員長 御質疑ございませぬか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第二九、宮城県に結核対策模範地域設定の請願を議題といたします。紹介議員大石武一君。

○大石(武)委員 本請願は宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所患者自治会宮友会委員長佐藤武君から提出されたものであります。その趣旨は、宮城県を結核対策のモデル地域に指定されたという希望であります。

その要旨を申し上げますと、現在わが国において非常な蔓延をきわめておる結核を、何とか総合的に退治しなければならぬという考えのもとに、幸いに政府においても、来年度は強力なる結核対策を行うことになつたわけでありますが、なにせ結核を退治するには莫大な費用がかかり、長年月を要する

ものでありますので、なか／＼そう簡単にこれが効果を奏するとはいえないところであります。このような状態から考えますと、宮城県というところは結核患者が相当たくさんございまして、いろいろ立地的条件から考えまして、この宮城県をモデル地域と指定したて、これについて総合的な施策あるいは指導、援助をいたしまして、いち早い成果をあげて、それを全国的に適用すれば、非常な効果があるのではなからうかという考えのもとに、この請願を出したわけであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○平澤政府委員 ただいまの請願について御答弁申し上げます。大石委員の仰せのごとく、地域に限るということになりますと、行政上他官庁と関連がありましますから、御趣旨に沿うて十分研究いたしたいと思ひます。

○寺島委員長 御質疑ありませんか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第一二、療養所における病床回転の根本対策に関する請願を議題といたします。紹介議員福岡昌子君。

○福岡(昌)委員 本請願は兵庫東有馬郡三輪町の国立兵庫療養所患者代表藤義夫氏外四百七十七名からなる請願でございます。

請願の要旨といたしましては、今同厚生省では病床の回転をはかる目的をもちまして、現在入所している患者中、自宅療養を可能とする者、並びに社会的治癒の段階に達した者は退所させる方針を各療養所々長に通達されました。もちろん退所のできる者が同病者に病床を譲りますことは、道義上

当然ではあります。が、自宅療養制度並びに後保護制度が確立されていないのに、このような方針を一律に強化するならば、再発、悪化によりましてこの悪循環を助成し、少からぬ歳月と多額の療養費をむだにいたし、社会的負担を増大させる結果となるのであります。ついでには、多数の結核患者を可及的に收容し、早期に適正治療を加えることができるように、療養所の施設を充実させ、従業員の待遇の改善をはかりましますとともに、自宅療養制度を確立いたしまして、その指導とあらゆる保護の措置をとり、社会的治癒の段階に達した者には、後保護施設を確立したいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○東政府委員 ただいまの請願の御趣旨につきましては、私もよく承知いたしております。従つて、結核の病床の増加、あるいはまた結核療養所に従事いたします者の待遇改善、もしくは後保護施設等の増設等につきましては、従来も努力して参りましたが、今後ますますその方に努力いたしたいと存じます。

○寺島委員長 御質疑ございませぬか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第二七、一般保健婦の身分保障に関する請願を議題といたします。紹介議員福岡昌子君。

○福岡(昌)委員 本請願は、九州の福岡県の保健婦部会の請願でございます。その請願の要旨といたしましては、昭和二十二年九月労働基準法が施行されました以来、事業場に勤務い

たします保健婦は、おおむね衛生管理者としての資格をもつて衛生管理者に任命されたのであります。が、その業務は従来の保健婦としての職務と大差ないのであります。しかるに衛生管理者以外の保健婦は、ほぼ同様の業務に従事しながら、法的根拠を有せざるために、保健婦としては認められない現状であり、これら保健婦は衛生管理者に転向するか、または辞職するのしか道でありまします。当福岡県のごとく多くの事業場を持つところにおきましては、将来の保健婦事業に多大の支障を来すことは火を見るよりも明らかであり、まことに憂慮にたえない状況であります。ついでには、かかる情勢下にあります保健婦事業の将来を御察察賜りまして、労働基準法の一部を改正し、これら保健婦に対しまして、法的裏づけの実現を、すみやかに実施されたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○東政府委員 ただいまの請願の御趣旨につきましては、実は私自身はなほだ知識が少いのでございまして、実情については、はつきりした認識を持つておりませぬ。はなはだ申訳ないのでありますが、十分その実情について慎重に調査、研究をいたしまして、他省にも関係がありますので、よく合議の上、何分の決定をいたすように努力いたします。

○寺島委員長 御質疑ございませぬか。

○福岡(昌)委員 ただいまの東局長の御答弁では、御承知ないということでは

ございましたが、これは御議選のお言葉であつて、十分御承知だろふと思つて説明させていただきますと思つています。これは各事業場に衛生管理者というものができまして、保健婦でも何でもない人が、衛生管理者としての試験を受けて、衛生管理者になりまして、工場に衛生管理者として勤務いたしました場合においては、今まで衛生方面の仕事にはあまり練達していなかつた新しい衛生管理者が、その工場の衛生管理全部を握るような形になるのであります。そこに勤めておる従来の保健衛生に明るい保健婦のけものには、これと非常な勤めにくい状態にあるというのであります。従つて保健婦は衛生管理者としての仕事をしながら、法的な裏づけがないためにのけものにされたような状態にあるということを請願しておるのであります。その趣旨においてどうか御懇意をお願いしたいと思つております。

○寺島委員長 他に御質疑ございませうか。

○寺島委員長 なければ、次に日程第六及び第一、医療法の一部改正に関する請願を議題といたします。紹介議員玉置信一君。

○玉置信一君 紹介者として請願の趣旨を申し上げます。

本請願の趣旨は、現行の医療法第一條、第十三條、第十九條、第二十一條を改正して、入院定員六、七名、外来三、四十名、医師一名、手術室規定程度の（仮称中間病院）規定を設け、従来通り入院患者收容の道を開かれない

と、この請願を出しております医師は、北海道、留萌郡留萌支庁内の、かつて内地にありました郡役所でありまして、この四郡下における北緯外二十一名の方々が、一応この請願の中に載つておりますが、その他北海道は、御承知のごとく雪国でございます。こうした環境のものが相当に多いわけでございます。従つて人数も多いのであります。従つて、こうした特定の名前を載せております関係上、その陳情の要旨も地域的に見て少し長いのであります。が、どうか皆さんの御許しを得まして、相当むずかしい問題でありますので、説明させていただきますと思つております。

医療法制定前より、診療所または旧制病院を開設いたしておるものであります。が、医療法の病院規格が設備と安全衛生の完備を目ざし、より合理的なる療養を與えんとする法であることは、十分うなづけるのであります。また半強制的に第三條を実施して病院に收容せんとする趣旨も、一応はわかるのであります。しかしこれをしますと、診療所に相当程度の規定を制定して、ある程度の患者收容を認むることの合理性を承認するべきことともなるのであります。なぜならば、すでに移動し得るほど快癒して来た者は、病院に移送せずともよい者もありまして、中にははまつた容易の病症または局部的病症にて、十分通院に耐える者が、種々の事情、交通関係、宿泊料、距離関係等に入院いたしおるものが実例であり、かくすることによつて交通、宿泊費より安価に療養に従事いたしおるのがしばしばのことです。

次に、設備の点について考えます。確かに十分に設備がなければ診療困難なものがあつたが、しかしまた普通一般の従来からのこの医師仲間において有する施設は、何ら支障ないものがたくさんあるものであります。現実に病院に全快退院するものは枚挙にいとまないのであります。

次に、さらに考えを進めてみます。と、この第十三條の制定は、医療法が国会提出の当初には、これがなかつたと思つた。開会中突然提案され、一週間余りにて可決されたものではなかつたかと記憶しておるものであります。當時は私どもの団体たる医師会といつても、充足当初にて、他を顧みるに十分の余裕がなかつたのも一つの原因でありまして、これを一般社会、特に医師一般に論議するの時機がなかつたのは、まことに遺憾と思つておるわけではあります。

由來わが國の医師の奉職制度は、定額給付にて、医師各個人の技術に対する、個々の業績に対する特別の報酬は、ほとんど考慮されなかつたのであります。現在もそうであります。そのためであります。有能の士はすみやかにその職を去り、独立開業に至るものが多く例であります。またすでに公立病院を去つた者がこれと同一の設備を設けることの困難なるは、かの公的補助または公的信用のあるに考え至ります。ここにおいて、この設備足つて有能の士を求め、これは技術拔群にて十分の設備を有しないのが、わが國医療制度の一つの欠陥であつたことは、十分これを了解し、遺憾と存じておるところであります。

本医療法におきまして、病院の規格を定めるのは、公的医療性格を與えんとしたるによるものでありまして、これが、この欠点を改めんとしたのも、一つではあります。でしようか。その趣旨は、まことによいとは存じますが、現時のわが國の情勢においては、かかる病院を設けんとするのには、少くとも千五、六百万円はいるのであります。開業医のほとんどできない実情にあるわけでありまして、この開業医の窮境を打開せんとするものが、いわゆる医療法人法と理解いたしておるのであります。これも一個の開業医のちよつと理解し得がたいと思つておるところであります。各自の施設を持ち寄つて、共同の病院を企てたる過去の企ては、ほとんど失敗に歸しておるのであります。また株式等にて資本を集積せんとするも、利益を伴わなない株式の募集といふものは、とうてい成り立たないのであります。わが國では従来より、医師は利益をむさぼるという誤れる考えを持つて、医師より各種の寄付金を引出さんとするような傾向も多かつたやうなわけでありまして、

次に四十八時間制度について考えます。わが國現在の社会の現実より考えますれば、相当の暴挙といつても過言ではないと思つておるものであります。何となれば、いわゆる病院規定と四十八時間規定とあわせ考えますならば、これはまさに診療所における入院を完全に締め出し、患者は不本意にもおのれの信頼する医師の治療を離れ、他の病院の診療を受けるのやむを得ざるに至るのであります。患者が信頼する医師の診断を受けられないのは、患者治療の本質的意義を没却するものであります。

て、その苦痛も、患者にとつては突に忍びがたいものがあるわけでございます。これは医療の唯物主義であり、これによる治療設備の絶対的必要なものはあります。が、これは医師自身が知つております。医師は適当に病院なり他の医師なりを紹介移送しておるが現状であります。

アメリカには開放病院の制度があると思つておるが、かかる制度のもとには、ある程度の支障がなく、医師にも患者にも都合な診療が行われるものと思つたが、わが國には、ほとんどその例がなく、かかる企てすら、まだ聞いたこともないのであります。もとより、公立病院の運営を根本より改めなければなりません。またこのことは容易ではないと思つておるものであります。が、由來民主主義は、民衆の賢命なる思考力の華達と制度とが合一するの必要であります。そのいづれが先になりまして無用の制度となりまして、極端なことになるかと思つた。愚民制度となるのではないかと思つたのであります。この点深く御考慮をいただきます。いま少しスローで堅実に、一般医師、民衆の理解を徐々に前進させて行かれるように改正されるよう特に希望いたしますのであります。現在のままにて四十八時間診療所制度を実施するにおいては、診療所の存在価値はほとんどないわけでありまして、現実に診療所、病院が宿館等にかわりつつあるのは、何と見られるのであります。患者は病室に收容するのが本筋であります。

こういうわけでございます。結論的に申し上げますと、診療所は相当程度の患者の收容は不可能であります。

で、病院の設備も思わしくないから、この合理的処理をしていただきたい。病院規定の定める法的医療において、わが国の情勢にかんがみ、かかる病院を設備することは、一開業医では負担が大きい。そこで現在のまま四十八時間診療所制度を実施すれば、診療所の存在価値は、さきに言つたようにならないのであります。どうかこうした制度をひとつ根本的に改めていただきたいというのが、本請願の趣旨であります。時間的關係上まだたくさんございまして、政府側の御答弁によりまして、なお伺ひすることにいたします。

○寺島委員長 政府の意見を求めます。

○東政府委員 ただいまの請願のおもな点は、医療法に規定する病院の設備施設等の規格の問題と、いわゆる有償診療所の入院四十八時間の規定に関するものと存じますが、そのいずれもこの請願と同様の趣旨のことが、他の方面、医師会その他の方面から多数に承つております。そうしてその実情上、非常に困難であるということについての実例等も伺つておるのであります。ただ新しい医療法ができました当時のいろいろないきさつ等もございまして、今ただちにこの医療法を、請願の趣旨にありますが、修正をするということはできかねると存じますが、また一方これをただちに全国的に施行することによつて、医療の面にいろいろの不便が起り得る可能性をも、これは十分に了承いたします。従つてその間のさような問題がなるべく少くなりまして、その困難の程度がいろいろ違つて存じます。ただいま請願のごとく留萌地区というふうなところでありまして、請願の趣旨にありますが、困難は、特に全国的にも大きい地方であらうかと存じますので、ことに四十八時間制につきましては、三年ないし五年というふうな猶予の期間もございまして、これらの点について十分地方的の不便の少くなりまして、慎重に考慮をいたす用意はいたしてあります。

○玉置信一君 一点だけ……。こうした制度は都会中心主義に考へてやられたのではないかと存じますが、この点について政府の所信をお伺ひしたいと思います。

○東政府委員 現在の状況を見ますと、一見さうなうに受取れると存じますが、しかしながら、この医療法の制定は、決して都会中心を考へた、都会の状況に合うようにつくつたというのではございせん。言いかえしますれば、全国、いなかのすみへまで、いわゆる大都会において恩恵を受けておりますような医療機関を整備して行きたい、そうして全国的に医療の向上を期したいというのが趣旨でございまして、なれば次へ移ります。

○寺島委員長 御質疑はありますか。――なければ次へ移ります。

○寺島委員長 次、日程第二八、社会補償制度確立に関する請願を議題といたします。紹介議員、青柳一郎君。

○青柳委員 本請願は、健康保険組合連合会会長より、先般、先月の二十一日に行いました大会の決議に基づくものでございまして、その趣旨とするところは、国民経済は一応常道に復帰しつつありますが、勤労者の生活は依然非常に困窮しておる。それがために、健康保険制度は、創設以来最高度の利用率を示して、勤労者の生活安定に大きな貢献をなしつつあるけれども、その反面において、健康保険組合は、一般に極度の財政困難に直面して、昨年以來組合から脱着して行くものが非常に多く、健康保険制度発展上まことに心配すべき事態である。ここにおいて社会保険制度においても、組合がその中核体であるということを確信しながら、いろいろ検討をこの連合会でして、その検討の結果が、相当多量に先般行いました社会保険制度の勧告に盛り込まれておるけれども、こうなつた今日、できるだけすみやかに社会保険制度の実現を期したい、実現を要望すると同時に、応急的な危機を打開する対策を、この際とつてくれる。そのためにはどういふことをお願いするかといふと、被用者に関する医療保険の経営主体はあくまで健康保険組合方式を中核体としてくれる。

第二番目には、被用者に関する医療保険に対する国庫負担金を、全面的に増額してくれろ。

第三番目には、結核対策は国の全面的責任において強力に実施してくれろ。

第四目としたしまして、被用者に関する医療保険の医療機関は、保険者の指定によるものとしてくれろ。

五、公的医療施設を拡充整備してくれろ。

六、社会保険制度運営の行政機構を徹底的に一元化してくれろ。

七、社会保険制度のすみやかな全面的実施を要望する。

八、厚生年金保険積立金を、被保険者の福祉施設資金に還元融資してくれろ。

九、社会保険診療費の引下げを要望する。

十、国立大学附属病院を、社会保険に全面的に協力させてくれろ。

十一、保険医の指導監督を強化してくれろ。

十二、被保険者の負担する社会保険料は課税対象から除外してくれろ。

十三、健康保険組合に対しては、一切の課税を免除してくれろ。

十四、支拂基金の審査機能の充実とその民主化を要望する。

最後に、厚生年金保険積立金を融資して、支拂基金への委託託に充当してくれろ。

以上であります。

○寺島委員長 政府の御説明を求めます。

○平澤政府委員 ただいまの請願に対してお答え申し上げます。社会保険制度の問題については、大臣からも果時皆さんに御答弁申し上げておるうちに、勧告を受けて閣僚の懇談会がたまたまできておりますので、やがて近いうちにその線が現われて来ると思ひますから、それに基づいて具体化して参りました、かように存じておるのであります。なおまた、ただいま請願にございします個々の問題につきましては、広汎にわたつておりますから、それぞれの管理の方面と研究いたしまして、大体的方向としたしましては、政府でも同調する部分が、ただいままでは相当あるように存じますので、なお研究

いたしてみたいと存する次第であります。

○寺島委員長 御質疑はございせんか。――なければ次へ移ります。

○寺島委員長 次、日程第三七、い研究所の設立等に関する請願を議題といたします。紹介議員丸山直友君。

○丸山委員 研究所の設立等に関する請願でございまして、内容は大体九項目になつております。請願者は国立療養所の松丘保養園以下七箇所の療養所の患者数千名が、おの／＼署名捺印いたして提出してあるところの請願でございまして、御承知のように、そのほかの請願は、その請願の趣旨を国会に強く反映して参りますためには、本人が出て参つていろいろ運動する。たとえば看護婦の問題等のごときは、現在行われておるああいうことが行われるのでございしますが、療養所に限りましては、その徴収客所から一歩も外へ出ることはできませんので、文書をもつて請願する以外に、道が開かれておらぬのでございまして、従つて少し冗長かもしれせんが、これが唯一の道であるという意味において、お聞き取り願いたいと思ふわけであります。

第一番目は療養所の設立に関する件、これは療養所自身からこういふことを言うことは、少しおかしいが、いふような前書きのもとに、プロミンができました。ほとんど不治の病氣であつたものが、治療の徴候が見えて来たといふことで、療養所は非常に喜びを感じておるが、プロミンは副作用がありまして、いまだ完全なものであると申しがたいと彼らは感じまして、療養所合

九

的研究所を設置して、自分たちが完全になおる道が早く開かれるように、非常に学問的な進歩が望ましいという意味から、患者の立場から遠慮がちに、癩研究所をつくつてもらいたいというのが第一であります。

第二番目は、癩養所諸施設の修繕、整備予算の増額に関する件であります。本年度の整備費七千五百万円を来年度も継続計上していただきたいというのであります。これは詳しく申し上げませんが、現在癩養所は、非常に荒廃しておる部分が多いので、いろいろの手当もできず、礼拝堂を集会場に使うとか、映画に使うとか、演劇に使うとか、そういうものに流用しておる。また一治療所に雨漏りが五十数箇所もあり、直されておらぬというようなことから、これもぜひもう少しひとつ修繕して、りっぱにしたいなというところがございます。

第三番目は、癩養所安全増額に関する件であります。この癩養所安全金は、実は癩患者の生活費になつておるわけでありまして、これが現在月額二百円でありまして、この癩養所安全金の中から自分たちの生活費を出しておるわけでありまして、癩患者は、外へ出て働いて収入を得る道がございせん。従つて自分たちが使う小づかい、洗濯をするせつけん代とか、タバコ代でありますとか、ある一定量のお茶であるとか、あるいは、たまにはお菓子も食べたいというやうなこと、そのほか切手代、便箋、あるいは俳句その他によつて自分たちの気の毒な生活を慰めておる。こういうやうなものに関する費用も、やはりこの二百円の中から支弁されておるのでございまして、その收支計算の表がつ

いておりますが、大体五百四十六円くらいないと、現在の患者は生きて行けないやうであります。今までの不足をどうしておつたかというところ、自分の持つておる衣類を外に売るわけに参りませんから、患者同士が——患者の中には衣類を持つておる人がありますから、毎月三百五十円程度の衣料品を、互いに売却したり買つたりしておる。それで少くとも四百五十円まで上げていただきたい。これが第三でございます。

第四番目は、患者の作業慰勞金五割増額に関する件についてでございます。患者で作業に耐える人たちは、園内である／＼な作業をしております。鉄工あるいは土工、大工、農職等をしておりますが、その日給が現在一日最高十二円、最低は一日五円しかもらえない。これが先ほど申しました生活費に充てられておる部門で、これは働き得る者であります。働き得る者すらもかくのごときわずかな作業慰勞金でやつておるのであるから、これではとてもやり切れないので、これも五割程度増していただきたい、こういうことでございます。

第五番目は、文化教養予算計上に関する件であります。癩患者にもいろいろな教育程度の人がたくさんあるわけでございます。ただ不幸にして癩にかつたというだけのことでは、国民のあらゆる階層の人が入つておるわけでありまして、従つてその人たちは外界とまったく遮断せられておりますが、いろいろな文化的のことをやりたいという望みを持つておるのでございます。あるいは映画とか演劇とか、あるいは自分たちが芝居をやるとか、これは一生

そこに暮すやうな人が多い意味から、こういうことも必要でございますが、この費用が何ら計上せられておらぬから、これも年額一人二千円ぐらいのものを計上していただきたいという希望であります。

第六番目は、食糧費増額に関する件であります。食糧費は現在一日六十三円でございますが、癩患者はいろいろの病氣のために食欲を失ひまして、給食をせられておるものが食べられないというやうなことがたくさんあるののでございます。また熱の出る熱癩癰作といふものがございまして、そういうときには、なか／＼官給の食事では食べられないから、卵が飲みたいといふやうなことがございまして、なかなかうまく行かない。そういうやうな意味から、もう少し食糧をよくしていただきたい。一日六十三円ではやり切れないから八十円ぐらいまで増額していただきたい、こういうことであります。

それから第七番目は、新薬治療に伴う特殊薬務対策費使途拡大に関する件、これはプロミン治療費であります。これがプロミンを買い上げる予算にのみ使われておるので、それが割合豊富になりましてストックせられておる。しかしそれを使いますのは、やはり補血剤であるとか、そういうやうなものを一緒にやつてもらう必要がある。これは血球を破壊するやうなことがありますので、そういうことをやつていただきたい。しかし特殊薬品はプロミンに限るといふので、プロミン以外に使われないといふのは困るから、使途をもう少し拡大してもらいたい、予算の使い方を拡大してもらいたいという希望であります。

第八番目は、職員増員並びに待遇改善であります。大体今のところでは、患者百数十名に対して医者一人という充員率になつております。また看護婦その他も非常に少ないであります。また歯科、眼科等の専門医もいない。御承知の通り癩患者は失明することが非常に多いのであります。眼科の専門の医者が国立の癩養所におらないといふやうな実情でありますから、これを増員していただきたい。また癩養所に勤めるその他のものも、人のあまり好まない職業であるから、相当待遇を改善して、いい医者が喜んで来られるやうに待遇を改善してもらいたい。看護婦の数も、少くも患者十名に一人ぐらいにしたい。現在四十名に一人といふぐらいの割合になつておるのであります。これはこの次にありますように患者同士で、軽症の患者が看護婦の代理をしておるやうな状態でありますから、これをやつていただきたい。それから炊事婦の定員も、患者五十名に対して一名ぐらいの割合にふやしていただきたいというのであります。

次に九番目は、結核を病む癩患者にも、ストレプトマイシンの治療を施していただきたい。御承知のように癩患者には結核を合併するものが非常に多いのであります。ところがストレプトマイシンの使用は結核療養所等に重点的に参つておられて、癩療養所にはあまりたくさん来ておらない、そういうことでありますから、癩患者にも結核を病む者に対しては、ストレプトマイシンを十分に使用してもらいたい、こういうことであります。

第十番目は、これもちよつと患者としてはおかしいのであります。米国の癩療養所施設及び治療状況を視察するやうにしてもいい。これは患者が行くといふ意味ではなく、専門の医官数名その他の専門家を渡りさせて、外国の完全な癩対策を見て来て、これを日本の制度改善、拡充に資するやうにしてもいい、こういうことであります。

それと部門を異にいたしました、もう一つございまして、先ほど申しました患者自身が患者に付き添つてゐる場合の手当を増額していただきたい。これは金額その他現在の数も出ておりますが、時間がかかりますから申し上げませんが、けれども、相当の患者が、患者を療養しておる状態でありまして、その場合の手当を増額してもらいたい、こういうことであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。東医務局長。

○東政府委員 ただいまの諸願の内容、まことに多岐にわたつておるのであります。そのうち患者の療養に直接関係のあるものは、給與等の点については人員、あるいは患者の給與等の点につきましては、すでに私どもの方へも、ただいまの諸願と同様の要求なり希望なりが申し出られておるので、それらのものは、すべてもつともなことが多いのであります。ただその要求の程度にまで満たし得ないものが多々あるものであります。その方向に向つては徐々に進みつつあると存じます。もちろん今後ともさうな努力をいたしたいと存じております。

ただそのうちで二点だけなおつけ加えて申し上げたいと存じますのは、外国の癩療養所視察のために、人を派遣し

てくれ云々の点は、これはごく近い将来に医療所の療養所課長が渡米いたす予定になつておりました、そのうちに、特にアメリカの療養所に相当期間滞留いたすことになつておりました。その間にアメリカのみならず、世界の各方面の療養所の実情等につきまして、いろいろと研究調査をいたすことと存じます。

それから研究所の設立につきまして、実際の問題といたしましては、現在日本におきましては、国立療養所がほとんど全部の癩患者に対する医療並びに研究をいたしております、この国立療養所の間には、きわめて密接な連繫を持つております。いわゆる総合的研究をいたしておりますのであります、すでにその療養所の研究発表の内容は、癩学会におきまして最も重きをなしております。また、実質的には、すでに総合的な癩の治療に対する研究がなされておるのであります。ただ特定の研究所というふうな設備を持つておりませんところに、多くの物足りなさがあるように見えるのであります、これも私どもの考えといたしましては、熊本の菊池恵楓園の中に、今までよりも完備いたしました研究施設を整備いたしました、これはひとりと菊池の研究室であるのみならず、今の総合研究の便宜をはかり得ますような、すなわち小規模ではあります、が総合的な癩研究施設をつくる計画をいたしております。また予防衛生研究所におきまして、癩の問題は、その研究題目の一つとして取上げていただけるはずでありますので、特にこの学問的な点につきましては、予防衛生研究所のお力を拜借いたしまして、十分

てくれ云々の点は、これはごく近い将来に医療所の療養所課長が渡米いたす予定になつておりました、そのうちに、特にアメリカの療養所に相当期間滞留いたすことになつておりました。その間にアメリカのみならず、世界の各方面の療養所の実情等につきまして、いろいろと研究調査をいたすことと存じます。

独立した癩研究所と同様の成果をあげ得ることと期待いたしております。

○寺島委員長 次に日程第三、高松寮あけ渡しに伴う住宅建設費国庫補助の請願を議題と致します。

紹介議員が見えませんが、青柳委員にかわつて要旨の説明をしていただきます。

○青柳委員 本請願は、高崎市長さんから出されたものであります、その要旨を御説明致しますと、高崎市高松町所在の高松寮は、海外引揚者及び復員者の収容施設であります、これが、大蔵省から早急な明渡しを要求されておりますので、この要求を果すために、入居者が転出できる住宅が必要となつて参るものであります、例年新築されることの引揚者住宅、一般賃貸住宅、転用住宅だけでは、到底満足できないのであります。そこで、高松寮入居者のみを、対象とすること、その住宅百五十戸の建築費を国庫で補助してもらいたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を御述べ願います。

○平澤政府委員 お答えいたします。群馬県高崎市所在の海外引揚者収容施設高松寮の疎開につきましては、実情十分検討の上でできる限り考慮いたしたいと存じております。

○寺島委員長 次に日程第二五、日南海岸国立公園指定の請願外二件を議題と致します。紹介議員が見えませんが、青柳委員に、かわつて要旨の説明をしていただきます。

○青柳委員 本請願は、宮崎市議会の議長さんから出されたものであります、

て、その要旨を申し上げますと、宮崎県は、元來三大観光地の一つであり、県の南部の日南海岸は、木花、青島から福島に至り至る八十五キロに亘る雄大な景勝地であり、木花村の子供の国公園、青島のビンロウ樹戸神宮の奇岩、本城、福島の海水浴場、野嶺の住む幸島、ビンロウ樹の繁茂する築島等重熱帯の多彩な景観にいろどられ、わが国特異の存在であり、国立公園の資格を十分備えているから、早急に国立公園に指定してもらいたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見をお述べ願います。平澤政務次官。

○平澤政府委員 請願の箇所は南國的な植物景観を持ち、かつ都井岬にはわが国に珍しい野生の馬が自然に棲息しており、海岸の地質もおもしろく道路も一応貫通しております。国民の休養地としても好適と考えられ、国立公園といたしましては有力な候補地と考えられますが、御承知のようにわが国の海岸にはまだ多くの景勝地がありますので、これらと比較検討の上善処いたしたいと存じます。

○寺島委員長 次に日程第四、人口動態調査事務費全額国庫負担の請願を議題と致します。紹介議員が見えませんが、大石委員に、かわつて要旨の説明をしていただきます。

○大石(武)委員 本請願は、滋賀県の長浜市長さんから出された請願でありまして、その要旨と致しますところ、人口動態調査の事務は、国が必要とするために行う統計及び調査に関する事務でありますから、その経費は地方公共団体の負担とすべきでないと思

われるのであるにもかかわらず、国庫からは、僅少な支出の交付があるだけでありまして、市町村で資料の徴収事務を処理しておりますことは、地方財政法の趣旨に反する負担となりますか、負担されたというのであります。

○寺島委員長 政府の意見を求めます。平澤政務次官。

○平澤政府委員 本件に關しましては、この事務のうち国が必要とする事務の範囲におきますところの国庫において負担する委託費が、十分とは言いがたいのであります、保健所においては調査票二通のうち一通と保管し、保健所の運営資料としてこれを利用することとなつており、また府県においてもこの資料を地方行政の面に活用されることが好ましいのであります、関係上、この経費を根幹として地方自治行政の進展に寄與する部分については、幾分かの地方費の計上を願ひ、両々相まつてこの事務が遺憾なく遂行されることが望ましいと考えておるのであります。

○寺島委員長 次に日程第一〇、国立療養所天龍荘に断層写真機設置の請願を議題と致します。紹介議員が見えませんが、大石委員に、かわつて要旨の説明をしていただきます。

○大石(武)委員 本請願の要旨といたしますところは、肺結核の外科的療法が、飛躍的な進歩を遂げた結果、療養所には断層写真機が絶対必要となつたのであります。国立療養所天龍荘は、東海地区において結核治療施設の中心的存在であります、地理的事務、その他のために、いまだにその

条件に欠け、当荘内及びその周辺地方の患者は、病勢増悪を來し、患者にとつて致命的な損失となつてゐるから、患者の負担消耗を軽減するとともに、療養効果のため、同荘に断層写真機を設置されたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。

○平澤政府委員 天龍荘は、全国的に見ても多数の患者を収容しているもので、必要と認め、第三、四半期においてすでに予算配賦済みであります。

○寺島委員長 次に日程第七、理容師法の一部改正に關する請願を議題と致します。紹介議員が見えませんが、大石委員に、かわつて要旨の説明をしていただきます。

○大石(武)委員 本請願は、青森県会議長から出されたものであります、その要旨と致しますところは、理容師法第五條にありますが、理髪師及び美容師の免許に關する事項についての事務は、すべて都道府県において処理しております、国に対しての手続きもななく、この事務費も都道府県が負担しているものであります、その登録手数料は国が徴収しているものであります、これは当然都道府県の収入となるべきものと考えられますので、理容師の五條の登録手数料により三三百円を都道府県知事に納付するよう、改正されたいというのであります。

○寺島委員長 政府の御意見を求めます。平澤政務次官。

○平澤政府委員 御指摘の通りと考えられますので、早速法改正の手続をいたしたいと思ひます。

て、その要旨を申し上げますと、宮崎県は、元來三大観光地の一つであり、県の南部の日南海岸は、木花、青島から福島に至り至る八十五キロに亘る雄大な景勝地であり、木花村の子供の国公園、青島のビンロウ樹戸神宮の奇岩、本城、福島の海水浴場、野嶺の住む幸島、ビンロウ樹の繁茂する築島等重熱帯の多彩な景観にいろどられ、わが国特異の存在であり、国立公園の資格を十分備えているから、早急に国立公園に指定してもらいたいというのであります。

○寺島委員長 次に日程第九、外地引揚歯科医師免許に関する諸願を議題といたします。紹介議員が見えませんが、大石委員に、かわつて要旨の説明をしていただきます。

○大石(武)委員 本諸願の要旨とするところは、外地引揚げ歯科医師の免許に關しましては、これまでもしばしば諸願が出され、そのたびに採扱されたのでありますが、これらの歯科医師は、日本軍並びに外国政府機関で試験を受け、正式な免状を得てから、長年臨床的経験を積んだ者でありまして、引揚げてから四年を経ているのでありますが、国民医療法施行令の不備のため、不合格となり、今日まで放任されているのでありますから、これら引揚げ歯科医師の国内免許下付についての選考試験制度を修正して新しい法律を起草し、これらの不遇な歯科医師の救済を実現してもらいたいというのであります。

○寺島委員長 御質疑はありませんか。なければ次に移ります。

○寺島委員長 日程第五、医薬分業反対の諸願を議題といたします。

本諸願につきましては、紹介議員が見えませんが、文書表によつて御了解願いたいと存じます。

その他本日の諸願日程についての御発言はございませんか。なければ暫時休憩いたします。

午後三時四十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕